

参議院選挙結果を踏まえた今後の知事会活動について

I 参議院選挙結果について

- 今回の参議院選挙においては、連立与党で過半数に達せず。いわゆる衆参「ねじれ」状態が生じた。

また、選挙戦においては、消費税について、民主党が超党派による議論を呼びかけ、一方、自民党は当面税率 10%とすることを主張し、争点の 1 つになった。

こうした中、自民党が改選第 1 党に、また徹底した行政改革を主張したみんなの党が躍進した。

少子高齢化の進展に伴う社会保障の問題が顕在化する中での財政再建問題は深刻であり、消費税を含む税制改革、行政改革等に係る民意を的確に捉え、知事会としてどのように対応すべきかが重要な課題となっている。

- さらに国民は、景気・経済政策に高い関心を示しているが、成長戦略と財政再建は表裏一体であり、知事会が、今後、地域活性化のために、自己努力を続けることはもとより、市町村と連携しながら国に対し、どう行動していくかも大きな課題である。
- 一方、地域主権・地方分権については、前回総選挙に引き続き、与野党の公約の中身には大差がなかったものの、民主党のマニフェストにおける位置づけは低下した印象があり、選挙においても議論は深まっていない。

地域主権戦略大綱が閣議決定されたが、出先機関や義務付け・枠付け等の各論において霞ヶ関の消極姿勢は続いており、地域主権改革を着実に進めるための行動を展開していくことが必要である。

- 今後の「ねじれ国会」においては、予算関連法案など政府案の成立には困難が伴うことが予想されるが、経済・雇用・福祉など国民生活を左右する重要政策課題が山積する中、国政の停滞が許される状況にはない。それだけに、国民視点に立ち、与野党双方が真摯に協議を重ね、実効ある施策が速やかに行われるよう、最大限の努力を尽くすことを強く望むものである。

一方、住民に行政サービスを提供する責任を持つ地方として、国民生活の安定のために、政府・政党に対して、どのように対応すべきか、知事会にも主体的な活動が今まで以上に求められるなど重い課題を課せられている。

II 今後の知事会活動方針について

(1) 地域主権関連3法案の成立等

今後の国会運営の厳しさを考えれば地域主権の確立や地域活性化などについて今まで以上に地方の果たす役割は重要であり、知事会には、主導的役割が期待されるだけに、従来以上に明確かつ具体的提案の下、国に対し積極的な行動を起こすべきである。

そのためにも、まずは、国・地方協議の場の設置を含む地域主権関連3法案の成立を最優先に行動すべきである。

(2) 財政再建と行政改革、社会保障

選挙において消費税が議論されるとともに、政府は「財政運営戦略」を閣議決定し、交付税を含む国の「基礎的財政収支対象経費」の据え置き方針を決めた。

社会保障関係経費の自然増による地方財政への影響とその財源確保だけではなく、子ども手当や子ども・子育て支援、医療制度改革など制度改革も課題になっている。

① 消費税議論

- ・ 知事会は地方消費税の引き上げを求めてきているが、消費税を含む抜本的な税制改革議論について、さらに具体的に提案を行い、論議に参画していくべきであり、そのため、知事会の体制充実も急務である。
- ・ その場合、今回の選挙においては、消費税にとどまらぬ税体系全体への問題が広く提起されており、知事会としてバランスのとれた税体系の構築や社会保障に係る将来ビジョンの提示、行財政改革の徹底、さらには弱者対策などについても議論を深める必要がある。

② 地方財源の確保

- ・ 国・地方のプライマリーバランス論など地方財政抑制の動きの中で、社会保障関係経費の自然増が見込まれるだけに、国民生活を維持するため、地方のこれまでの努力や国の行政改革の遅れを踏まえ、地方交付税を含め、概算要求から必要な地方財源の確保のための強力な政治行動を行っていく必要がある。

③ 行財政改革の徹底

- ・ 財政再建のため、また、消費税論議への国民の理解を得るためにも、国・地方を通じた行財政改革を、一層進める必要がある。
- ・ この観点からも、国の出先機関の原則廃止に関し都道府県ごとの機関など最重点分野については、移管の実現を求めていくなど、国の行政改革を強く促すとともに、都道府県も更なる行財政改革を進めるため、統一的な行動をとることが必要である。

(3) 成長戦略と地方活性化

財政再建と成長戦略は裏表の関係であり、成長戦略無くして財政再建もあり得ないし、地域の活性化も難しい。

しかし、経済成長はバブル崩壊後、20年にわたり低水準で推移しており、経済不況の中で国民生活は厳しさを増している。

政府は2020年に名目成長率3%等を目標に掲げ、新成長戦略を閣議決定し、その中で「地域資源を最大限活用し地域力の向上」を掲げ、「特区」制度を提案している。

① 特区指定等

- ・ 成長戦略の具体化のため、地域の特徴や個性を活かし、また、地方の自助努力を促す総合特区などの取組は大きな可能性を持っており、積極的に推進すべきである。
- ・ その際、構造改革特区などにおいて規制緩和要求がほとんど実現しなかったことを踏まえ、特区においては大胆な規制緩和施策を求める必要がある。
- ・ また、各自治体が陳情・要望を繰り広げ、かえって中央集権化が進むようなことのないよう、公正で客観的な制度とするよう求めていく必要がある。

② 地域全体の底上げ

- ・ 特区で成長のリーダーをつくることも必要であるが、地域間格差や過疎高齢化の現状を考えれば、地域全体の底上げ策が提示されていないことは問題であり、社会資本整備のあり方も含め、知事会として具体的活性化策を提起し、成長戦略として取り上げられるよう活動を行うべきである。

(4) 地域主権・地方分権

民主党マニフェストは「地域主権」について中身は変わらないとしているが、9番目に置かれており、地域主権戦略大綱においても、出先機関改革は各省庁の議論に差し戻り、義務付け・枠付けの見直しも十分進んでいない中、今後の工程等は不透明な部分が多い。

一方、参議院選挙では、道州制議論が取り上げられており、地域主権議論は複雑な様相を呈してきている。

① 地域主権議論の活性化

- ・ 地域主権関連3法案の成立とともに国地方の協議の場の本格化、さらには政党と地方の協議の場を設定、各都道府県における関係国会議員との意見交換会の実施など幅広く地域主権改革の議論を展開することが必要である。現在の霞ヶ関の対応や地方財政の決定プロセスを考えれば、今後、現状を手直しするということではなく、国と地方の関係についての発想を根本から変えていくという強い決意を持って、知事会としても地域主権改革を推進していくべきである。

② 実効ある地域主権戦略大綱の推進

- ・ 出先機関の原則廃止の問題をはじめ、地域主権戦略大綱の内容は不透明な部分も多くあるだけに、地域主権改革を着実に進める手順や工程の明確化を働きかけていくべきである。
- ・ また、地方税財政制度など、国・地方を通じた大きな政策課題については、企画段階から地方の意見が反映できるよう早期からの協議を求めていくことが必要である。